

諸外国における退職給付の支給制限等の概要

(未定稿)

	日本	韓国	英国	アメリカ	ドイツ	フランス
1. 調査の対象とした制度	退職手当 (国家公務員 退職手当法)	・ 通常の退職手当 (公務員年金法) ・ 名誉退職手当 (国家公務員法)	公務員年金 (公務員年金制度) ※年金を減額すること により一時金の受給可 能	公務員年金 (CSRS 及び FERS : と もに確定給付年金) ※積立期間不足、不支給 該当→自己負担分を一 時金で還付	恩給、懲戒制度 (連邦官吏懲戒法)	公務員年金 (文武官吏 退職年金法典)
2. 給付制度の対象	国家公務員	・ 退職手当: 国家公務員 ・ 名誉退職手当: 廃職、 過員等による定年前 退職者	国家公務員	連邦公務員	官吏	官吏
3. 支給制限・返納等 (1) 在職中の非違行為 (在職中に発覚)	全額不支給: ・ 懲戒免職処分 ・ 禁錮以上の刑に処せ られたこと等による 失職 ・ 職員が同盟罷業を行 ったこと等による退 職 ※調整額の不支給: 非違 により懲戒免職以外の 懲戒処分(停職、減給、 戒告)を受けて退職	不支給: ※ 減額支給あり (通常の退職手当) ① 在職中に内乱、外 患、反乱・利敵、国 家保安法上の罪で 禁錮以上の刑(全額 不支給) ② 在職中の事由で禁 錮以上の刑; 弾劾、 懲戒によって罷免 (1/2 不支給) ③ 金品・饗応の接受、 公金横領・流用で懲 戒解任(1/4 不支給) (名誉退職手当) 支給対象外: 懲戒議決 要求中、起訴中、捜査 機関等による非違調 査・捜査中の者等	支給停止: ① 秘密漏洩罪で 10 年 以上の刑 ② 職務上、国家危機を 招致; 公務への信頼 失墜(各大臣の認 定) ③ 職務上の行為・不作 為による国家への 損害(損害分限り) ④ 当該公務員・元公務 員の謀殺・故殺、違 法な死亡への関与 で有罪	支給停止: ① 職務上安全保障関 連の罪で有罪 ② 安全保障事項に関 し裁判所、議会で偽 証し有罪 ③ ①又は②の罪によ る起訴事実を承知 で 1 年以上国外に 滞在 ④ 自己の外国政府と の関係、安全保障事 項に関し裁判所、議 会で証言を拒否 ⑤ 職務関連で、連邦政 府の暴力的転覆を 画策; 共産主義独裁 政権の暴力的建設 を画策する団体へ の関与・所属の事実 を隠蔽	支給停止: 懲戒処分によ る ※ 減額支給あり ① 官吏の懲戒免職手 続中の退職(全額停 止) ② 官吏の減給(最大 1/5 減額・最長 3 年 間)後、期間満了前 に退職(満了まで恩 給 1/5 減額支給)	なし ※ 旧条文(2003 年削 除)においては、あり <sup>2</sup>

1 ドイツ官吏の懲戒処分(戒告、制裁金、減給、降任、免職): 対象となる非違行為は、①職務上のもの、②職務外のもので官吏集団の尊厳と信頼を由々しい態様で害したもの。  
2 フランス官吏の年金受給請求権の停止要件: ①国・県・市町村等の金員横領等の罪、②業務上の汚職の罪ほかとされた非違行為による懲戒免職・職権退職。

	日本	韓国	英国	アメリカ	ドイツ	フランス
(2) 在職中の非違行為 (退職後に発覚)	原則、全額返納： 在職中の非違行為により禁錮以上の刑が確定	3. (1)の不支給相当部分を返納： 通常・名誉退職手当ともに、在職中の事由について禁錮以上の刑が確定	3. (1) 在職中の非違行為 (在職中に発覚)に同じ。	3. (1) 在職中の非違行為 (在職中に発覚)に同じ。	支給停止： ※ 減額支給あり ① 在職中であれば懲戒免職だったであろう非違行為の発覚以降全額 ② 懲戒処分： ・ 恩給停止（全額） ・ 恩給減額（最大 1/5 減額・最長3年間） ③ 権利の喪失：在職中の行為について失職原因となる有罪判決	なし  ※ 旧条文（2003 年削除）においては、あり <sup>4</sup>
(3) 退職後の非違行為			3. (1) 在職中の非違行為 (在職中に発覚)に同じ。 (職務上の行為に限定されているものを除く。)	3. (1) 在職中の非違行為 (在職中に発覚)に同じ。 (職務上の行為に限定されているものを除く。)	支給停止： ※ 減額支給あり ① 懲戒処分：3. (2)に同じ。 ② 権利の喪失：退職後の故意の行為について懲役2年以上；内乱罪などの懲役6か月以上の確定判決など	
4. 非違行為後、懲戒処分や刑事手続開始前に死亡退職した場合	全額支給（懲戒処分、刑の確定が不可能）				死亡は、懲戒処分手続の中止要件	死亡は、懲戒処分手続の中断事由 <sup>5</sup>
5. 支給制限等に不服の場合の救済手続	一時差止め処分について不服申立てが可能（行審法）。当該申立て期間経過後も事情変化を理由に処分の取消しを求めることが可能（退手法）。	公務員年金給与再審委員会に審査請求することが可能。	公務員不服審査委員会に不服申立てが可能。		勤務先最上級官庁以外による懲戒処分について同庁、または所管人事管理権者に不服申立てが可能（取消訴訟の前置手続）。	
6. その他の特記事項		禁錮以上の刑の宣告猶予判決の場合、猶予期間の経過時に退職時に不支給であった1/2相当額を支給			懲戒手続の対象事実について刑事手続上公訴が提起されると懲戒手続は原則中止	

<sup>3</sup> ドイツ退職官吏の懲戒処分（恩給減額、恩給停止）：対象となる非違行為は、①在職中のもの、②退職後のもので基本秩序に反する行為、守秘義務違反、退職前の職務に関連した就職・営利活動に関する義務違反、贈与收受など。

<sup>4</sup> フランス退職官吏の年金受給請求権の停止：在職中の行為が、官吏であれば①国・県・市町村等の金員横領等の罪、②業務上の汚職の罪ほかとされた非違行為による懲戒免職・職権退職に相当すると判断された場合、それ以降の支給を停止。

<sup>5</sup> フランスの懲戒処分手続（事前手続）：人事記録閲覧手続（告知弁明を含む）及び、（軽微な処分を除き）労使同数の懲戒評議会における聴聞手続を経ることが法律で義務付けられている。当該官吏が死亡した場合は、これらの手続は当然に中断され、その結果、懲戒処分はなし得ないものと思われる。

## 韓国<sup>1</sup>の国家公務員に対する退職一時金制度の概要

### (通常<sup>2</sup>の退職手当)

1. 根拠法： 公務員年金法
2. 支給要件： 在職期間1年以上
3. 支給額： 報酬月額と在職年数毎に定められた率を乗じた額。
4. 支給制限(全額又は一部):
  - (1)全額不支給…在職中に、内乱、外患、反乱若しくは利敵又は国家保安法上の罪を犯して禁錮以上の刑を受けた場合;
  - (2)1/2減額…在職中の事由で禁錮以上の刑を受けたとき又は弾劾若しくは懲戒によって罷免になった場合;
  - (3)1/4減額…金品若しくは饗応を接受し、又は公金の横領若しくは流用で懲戒解任になった場合
  - (4)解除条件付きで1/2不支給…在職中の事由で禁錮以上の刑に処する犯罪行為について捜査が進行中であるか、刑事裁判が継続中である場合(→不起訴処分を受けた時、禁錮以上の刑の宣告を受けない時又は禁錮以上の刑の宣告猶予判決を受けてその猶予期間が経過された時は残額が支給される。)
5. 返納:
  - (1)返納事由： 退職後に在職中の罪で禁錮以上の刑を受けた場合
  - (2)返納の法的根拠： 給付事由が遡及して消滅した構成し、還収金として返納しなければならない
6. 不服申立て手続  
公務員、医療界及び法曹界及び社会保障に関する学識経験が豊かな者7人～9人で構成する公務員年金給与再審委員会に審査請求することができる。

### (名誉退職手当)

1. 根拠法： 国家公務員法
2. 支給要件： 公務員として 20 年以上勤続した者又は廃職若しくは過員となった者が、定年の前に辞職する場合
3. 支給額： 退職時の俸給月額と定年までの残余期間に応じた額
4. 支給制限(支給対象外):
  - (1)懲戒議決要求中の者;
  - (2)懲戒処分によって昇進任用制限期間中にある者;
  - (3)刑事事件で起訴中の者;
  - (4)監査院等監査機関若しくは検察、警察等捜査機関において非違調査若しくは捜査をされている者
5. 返納
  - (1)返納事由： 在職中の事由によって禁錮以上の刑を受けた場合

## 英国の国家公務員に対する年金制度の概要

### 1. 支給内容:

- (1) 2002年9月までの採用者…年金と共に3年分の一時金
- (2) 2002年10月以降の採用者…年金を減額すれば、一時金を受けることが可能

### 2. 支給制限:

- (1) 支給制限権者…公務員担当大臣(一般に首相のこと)
- (2) 一時金の不支給・退職年金の給付停止:
  - ① 公務員又は元公務員が機密漏洩罪で10年以上の刑を宣告された場合
  - ② 公務員又は元公務員が支給の根拠となる勤務において、国家に重大な危険を及ぼしたか、公務の信頼を深刻に損なうことに責任があると各大臣が認定する行為を行った場合
  - ③ 公務員又は元公務員が、職務に関連し、犯罪、怠慢又は詐欺的な、行為又は不作為によって国家に負債を追わせた場合における、その負債の限り
  - ④ 当該公務員若しくは元公務員を謀殺若しくは故殺し、又は当該公務員若しくは元公務員の違法な死亡にかかわった罪で有罪となった場合

### 3. 不服申立て手続:

- (1) 申立て先: 公務員不服審査委員会(内閣府の独立委員会)に訴えることが可能。
- (2) 委員会の構成:
  - ① 議長1名…民間部門の人事実務に長けている者から任命
  - ② 副議長2名…使用者側に指名される公務の人事管理部門に長年勤めてきた者1名、組合に指名される組合活動家1名
  - ③ 委員18名…使用者側に指名される者9名、組合に指名される者9名
  - ④ 審議方式・内容…議長又は副議長と労使それぞれの側の委員1名ずつの3名により、公務員担当大臣の決定を承認、修正又は破棄できる(→公務員担当大臣は、公務員不服審査委員会の決定に従う。)

## アメリカの連邦公務員に対する退職年金制度の概要

### 1. 支給内容:

(1) 1983年以前の採用者…確定拠出型年金 (Civil Service Retirement System)

(2) 1984年以降の採用者…社会保障年金の上積み部分としての確定給付型年金 (Federal Employees Retirement System) 及び確定拠出型積立貯蓄 (Thrift Savings Plan)

※ いずれも、積立期間が年金給付要件に満たない場合は、退職一時金として還付される。

### 2. 支給制限要件 (CRS 及び FERS のみ):

(1) 支給の根拠となる勤務において、安全保障に関する罪 (各号列挙) で有罪となった場合

(2) 安全保障に関することについて、裁判所又は議会で偽証したことについて有罪となった場合

(3) 上記(1)又は(2)で掲げる罪について起訴されていることを承知で1年以上米国外にとどまった場合 (起訴猶予となった場合、帰国して公訴が棄却された場合又は裁判で無罪となった場合には支払われる。

(4) 自己の外国政府との関係について、又は安全保障に関することについて裁判所又は議会での証言を拒んだ場合

(5) 公務員としての就職に関し、共産党又は連邦政府を暴力的に転覆しようとし、若しくは米国に暴力的に共産主義独裁政権を建設しようとする団体に所属し、又は友好的であったことを隠した場合

※ ただし、本人が負担した金額は還付される。また、恩赦がなされた場合は、年金受給権も復活する。

## ドイツの退職官吏に対する恩給制度の概要

### 1. 根拠法：連邦官吏懲戒法

2. 支給制限：官吏及び退職官吏ともに懲戒処分<sup>1</sup>とされた場合は、当該処分内容に基づき恩給の支給が全部又は一部制限される。

#### (1) 官吏の場合

- ① 減給処分…最高で月給の5分の1を減額、最長3年。→退職すると恩給減額。
- ② 免職処分…退職後、原則6ヶ月は俸給額の2分の1相当の生計手当を支給。ただし、免職処分の手続中に退職すると恩給停止決定となる。

#### (2) 退職官吏の場合<sup>2</sup>

- ① 恩給減額処分…最高で月額恩給の5分の1を減額、最長3年
- ② 恩給停止処分…在職中であれば、懲戒免職されなければならなかったような事由が発覚した場合⇒遺族扶助停止。社会保障年金保険への事後加入により年金が支給されるまで、原則最長6ヶ月は恩給額の70パーセントの生計手当が支給される。

※ 懲戒処分によらずとも、退職官吏が官吏扶助法第59条第1項により権利を喪失（在職中の行為による、失職原因に当たる有罪判決。退職後の故意の行為による、懲役2年以上、あるいは内乱罪などの懲役6か月以上の確定判決など。）した場合には、恩給の支給が停止される。

### 3. 他の手続との関係：

- (1) 懲戒手続の対象事実について刑事手続上公訴が提起されると、懲戒手続は原則として中止される。
- (2) 刑罰、過料等を科されたのと同じ事実を根拠として、戒告、制裁金、恩給減額の措置はとられない。

### 4. 不服申立て手続：

#### (1) 不服審査(取消訴訟の前置手続)：

勤務先最上級官庁以外による決定について、同庁(権限の委任可)または所管人事管理権者が裁決を行う。

#### (2) 懲戒処分に対する訴訟：

処分の適法性のみならず合目的性(不当性)も審査する。

<sup>1</sup> 過失による行為は懲戒処分の対象ではない。また、官吏又は退職官吏の死亡は、懲戒手続の中止事由である。

<sup>2</sup> 退職後に懲戒処分の対象とされる非違行為…①自由で民主的な基本法の基本秩序に敵対する行為、②守秘義務違反、③退職前の職務に関係する就職・営利活動の届出義務および禁止違反、④贈与收受など

## フランスの国家公務員に対する退職給付制度の概要

1. 根拠法：文武官吏退職年金法典

2. 支給制限：なし(該当条文削除のため)。ただし、次の判決が参考となる。

(1) コンセイユ・デタの判決(2004年)要旨

[事案] 元官吏について在職中の非違行為により有罪判決。旧条文2.(2)②「業務上の汚職の罪で有罪判決」に該当し、以後の年金が停止された。

[判決要旨]

- ① 退職年金は、退職時まで遂行した勤務により債権として構成された個人的かつ終身の金銭給付
- ② ヨーロッパ人権条約上の「財産」
- ③ その性格は、経済的生活条件の確保を趣旨とする後払い給与
- ④ 処分の重大性が非違事実と比例するものかどうか及び、財産権の過剰な侵害となるか否かを検討することなく、公益上の理由に見合うことのみをもって退職年金請求権の中断を決定することはできない。

⇒ 原告に支給されるべき退職年金は、従前の半額とすべき

(2) 2003年に削除された支給制限に関する条文の概要【参考】

以下の場合に懲戒免職処分や職権退職とされた場合に、退職年金の獲得・受給請求権が一律に停止<sup>3</sup>。

- ① 国や県、市町村、あるいは公施設法人の金員を横領した等の罪で有罪判決
- ② 業務上の汚職の罪で有罪判決
- ③ 金銭の授受を受けて、あるいは、金銭報酬に相当する条件の下で辞職したか、あるいは、そのような辞職の共犯となったと認められる

(例) 公金横領や汚職を理由とする有罪判決が下され、それが理由で懲戒職権退職となった場合は、退職年金獲得・受給請求権が一律停止。

同条文は、退職年金を受給中の元官吏について、在職中の行為が①～③に該当し、かつ、それが在職中であれば懲戒免職または懲戒職権退職処分が相当の非違行為にあたりと判断された場合に、その後の退職年金支給が停止されると解釈・運用されていた。

(例) 公金横領や汚職を理由とする有罪判決が下され、それが懲戒職権退職処分相当とみなしうる場合は、退職年金獲得・受給請求権が一律停止。

<sup>3</sup> 官吏退職年金と一般の公的年金は並列的な関係であるため、日本の国民年金制度のような一階部分は存在しない(嵩さやか「フランス年金制度の現状と展望」海外社会保障研究161号(2007年)39頁参照)。